

信頼される学校教育をめざして



～「体罰」等のない学校づくり～

子どもはかけがえのない存在であり、一人一人が「いのち輝く人間」として生きていることが県民の願いです。

本県の教職員は、体罰や暴言等の不適切な行為は絶対にしないと強い意志を持って子どもと向き合い、「温かな対話」と「毅然とした態度」による指導で子どもたちの心を動かし、自立を促していくことができるように努力してまいります。

そして、どのような時でも、「未来の宝である子どもたちを教育している」という自覚を持ち、絶えず自分の行為を振り返りながら指導に当たってまいります。

けなされて育つと、子どもは、人をけなすようになる
叱りつけてばかりいると、子どもは「自分は悪い子なんだ」と思ってしまう
誉めてあげれば、子どもは、明るい子に育つ
愛してあげれば、子どもは、人を愛することを学ぶ
認めてあげれば、子どもは、自分が好きになる
やさしく、思いやりをもって育てれば、子どもは、やさしい子に育つ
守ってあげれば、子どもは、強い子に育つ

～ドロシー・ロー・ノルト 「子どもが育つ魔法の言葉」より抜粋～

山形県教育委員会
山形県市町村教育委員会協議会

— 平成25年7月 —

◆ 体罰等によらない 児童生徒理解に基づく指導を行います！

1. 一人一人の児童生徒を深く理解し、 個に応じた指導を心がけます

● 学校では、一人一人の児童生徒をかけがえのない存在として認め、親身になった指導を心がけております。

その際に、一人一人の児童生徒をしっかりと理解し、家庭や地域の方々と語り合い、連携・協働しながら、「欠点指摘から伸びの承認へ」「一人一人の力を最大限に伸ばすこと」を大切に指導していきます。

2. 問題場面でも、体罰等によらない 適切な指導をしていきます

● 学校生活における問題場面では、次のような対応を心がけます。

- ① 頭ごなしに叱責する前に、「一呼吸」を入れて、状況をよく把握します。
- ② 児童生徒との「対話」を通して、問題場面や行動等を振り返ります。
 - 理由をもとに反省を促し、これからの行動を共に考えます。
 - 子どもとしっかり向き合い、教師や親の思いを語ります。

<事例1 繰り返し、何度も忘れ物をする児童生徒への指導>

- 宿題を忘れた理由について、休憩時間を活用して聴き取ったり、紙に書かせたりして、振り返りや反省をさせます。
- 「これなら次はできそうだ！」という今後の見通しを持てるような具体策を考える等、その子に応じた支援を行います。
- 放課後に「やってこなかった内容」をしっかりと提出させてから帰宅させます。また、保護者の方にも指導方針を伝えます。

<事例2 部活動中に雰囲気を引き締める場面での指導>

- どのプレーがミスにつながっているのか具体的に指摘し、これからのプレーで気を付けることを冷静に指導します。
- 目標達成に向けて、リーダーを中心に話し合わせたり、スモールステップの練習計画を確認したりする等、生徒の自主性を高めていきます。
- 「部員との信頼関係はできている」という勝手な思い込みによる恫喝の指導ではなく、丁寧な対話で教師の思いを語りながら指導します。

3. 教育上必要な時には、 毅然とした態度で「厳しい指導」を行います

- 必要に応じて「厳しく指導する場面」では、次のような対応をします。
 - 「叱咤激励」・・・励まし、奮い立たせ、元気づけること
人により、状況に応じて厳しく叱り、
自分の生き方を考えさせること
 - 「諭す」・・・物事の道理を理解・納得させるため、話し聞かせ、教え導くこと
 - 部活動等で、「適度な肉体的・精神的負荷を伴う指導」をすること

● 次の指導例は、「懲戒」として認められていることです。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 放課後等に教室に残留させる。・ 学習課題や清掃活動を与える。・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。 等 | <ul style="list-style-type: none">・ 授業中、教室内に起立させる。・ 学校当番を多く割り当てる。 |
|--|--|

4. 特別な支援を必要とする児童生徒には、 障がいを理解した適切な対応をします

● 発達障がいのある児童生徒は、通常の学級における集団生活の中で、つまづきや困難を示している場合が多く、その原因を「わがまま」「努力不足」「やる気がない」等と受け止められがちです。

発達障がいのある児童生徒には、「物事の見方、とらえ方、感じ方等に他の児童生徒とは少し違う特性がある」ことを十分に理解して、その子の困り感に寄り添いながら、適切な指導を行います。

5. 生徒の自主性を尊重し、 一人一人が輝く運動部活動にしていきます

● 運動部活動は、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、体力向上や健康増進、心の成長等が期待できる効果的な活動で、豊かな学校生活の実現につながっています。

一人一人の技能や健康状態の把握に努め、科学的な理論のもと、「目的」に応じた適切な練習を行い、「勝利至上主義」ではなく、「スポーツマンシップ」の精神に則った指導を一層大事にしていきます。

◆ 学校と家庭が一緒になって、 問題解決にあたきましょう!



「最近、子どもの様子がおかしい、気になることがある」・・・
そんな時には、何でも学校に相談してください。

また、学校には直接話しにくいような場合には、各市町村の
教育委員会等に「いじめ・体罰等に関わる相談窓口」がありますので、
必要に応じてご活用ください。

◆ 市町村における相談窓口一覧

機関名	電話番号等
山形市教育委員会	023-645-6182, 023-631-4425 soudan-y@ymgt.ed.jp
上山市教育委員会	023-672-1111 gakkyou@city.kaminoyama.yamagata.jp
天童市教育委員会	保護者 023-654-1111 (内線823), 児童・生徒 023-654-4520
山辺町教育委員会	023-667-1115, 教育相談室 023-664-6042
中山町教育委員会	023-662-5590
寒河江市教育委員会	0237-86-1700 (教育相談ダイヤル/平日8:30~17:00)
河北町教育委員会	0237-71-1152 (教育相談), 0237-71-1136
西川町教育委員会	0237-74-2114
朝日町教育委員会	0237-67-3302 (毎月第2火曜日を教育相談日に設定)
大江町教育委員会	0120-874037 (教育相談全般)
村山市教育委員会	0237-55-2111
東根市教育委員会	080-3441-1409, 0237-43-1170 kyouiku@city.higashine.yamagata.jp
尾花沢市教育委員会	0237-22-2399
大石田町教育委員会	0237-35-2111 kyouikusou@town.oishida.yamagata.jp
新庄市教育委員会	0233-23-7266
金山町教育委員会	0233-52-2902 gakuji@town.kaneyama.yamagata.jp
最上町教育委員会	0233-43-2053
舟形町教育委員会	0233-32-3118
真室川町教育委員会	0233-62-2337 kyouiku@town.mamurogawa.yamagata.jp
大蔵村教育委員会	0233-75-2323
鮭川村教育委員会	0233-55-3051
戸沢村教育委員会	0233-32-0071
米沢市教育委員会	0238-22-5111 (内線7301)
南陽市教育委員会	0238-40-3211 (内線516), 南陽市教育相談室 0238-43-6919
高畠町教育委員会	0238-52-4474, 教育総務課指導係 0238-52-3054
川西町教育委員会	0238-42-6659
長井市教育委員会	0238-88-5767, 市民相談センター 0238-87-0682
小国町教育委員会	0238-62-2141 (内線33)
白鷹町教育委員会	0238-85-6144 (内線673)
飯豊町教育委員会	0238-72-2111 (学校教育内線 164 165, 幼児教育内線 163 167)
鶴岡市教育委員会	0235-57-4864, 23-9351, 25-2019 soudan@school.city.tsuruoka.yamagata.jp
庄内町教育委員会	0234-56-3317, いじめ相談・体罰相談 0234-56-3318
三川町教育委員会	0235-35-7005 (体罰・いじめ相談ダイヤル)
酒田市教育委員会	0234-26-5775, 教育相談室 0120-783042, 0234-24-3650
遊佐町教育委員会	0234-72-3413 (教育何でもダイヤル相談 毎週水曜日 9:00~17:00), 0234-72-5891

◆ 県の相談窓口一覧

機関名	電話番号
県教育センター	023-654-8181
村山教育事務所	0237-86-8313
最上教育事務所	0233-29-1439

機関名	電話番号
置賜教育事務所	0238-88-8240
庄内教育事務所	0235-68-1982